

主な改正内容

1 協調支援型特別保証制度融資の創設

国の全国統一制度「協調支援型特別保証制度」の創設に伴い、同制度に準じた融資制度として、協調支援型特別保証制度融資を創設した。

2 産業振興計画推進融資の運転資金取扱い廃止

上記1の創設に伴い、「産業振興計画推進融資」の対象資金の内、運転資金を廃止とした。

3 災害対策特別支援融資制度の貸付申込の条件緩和

提出書類として新たに金融機関の確認による「罹災確認書」を制定した。